

2024年12月 月例実践講座

**【困った・揉める・争いがおきる】
民事信託にならないよう備えておくべきこと**

2024年12月12日

民事信託（家族信託）は有効な仕組み

- 高齢な方が所有する財産の管理 【財産所有者の認知症対策】
- 財産所有者が希望する財産の承継 【承継における望みを実現】

しかし、

民事信託を活用して依頼者の思いを実現するために、気を付けておくべきこと

1. 委託者の年齢

70歳以上80歳未満	40.3%
80歳以上	41.5%

2. 利用動機

高齢者の財産管理への不安	88.5%
財産承継	71.1%

3. 対象財産の種類

金銭	90%
居住用不動産	43%
収益用不動産	48%
上場株式	2%
非上場株式	20%

4. 対象財産の規模

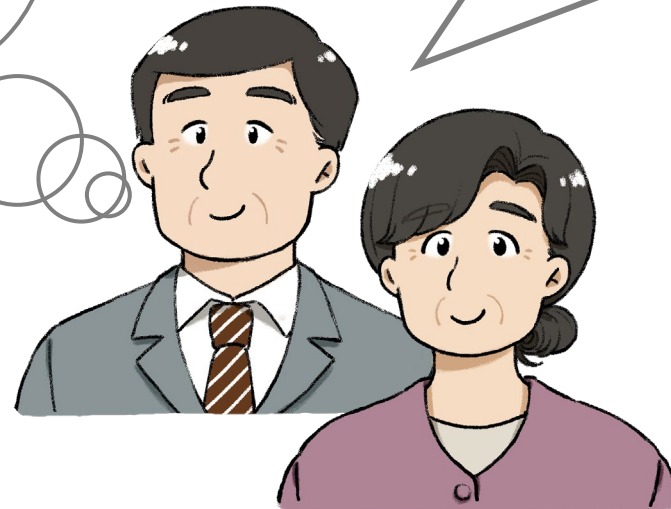
3000万円未満	27.3%
3000万円以上 1億未満	39.1%
1億円以上3億円未満	27.0%
3億円以上	6.6%

第22回弁護士業務改革シンポジウム（令和4年9月）
第6分科会「民事信託と後見制度」公表されたアンケート結果

こんな感じから民事信託の検討が始まっていきます



親が高齢になり、
家族信託した方がよいのでは？



相談



40歳代半ばを過ぎた子供たち

信託って？ 簡単に説明すると

よろしくお願いしますね！
私の財産への思い、
しっかりと実現してね



財産の管理と処分を任せる【委託】

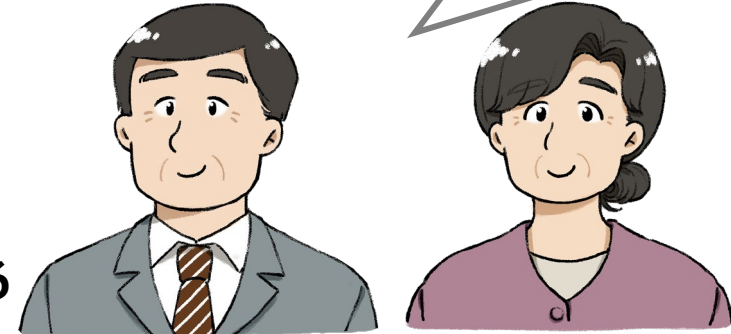


信頼



信頼にこたえる

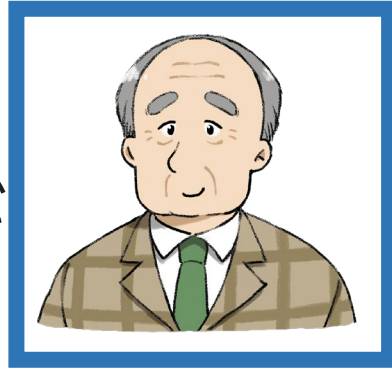
わかりました！
その意向、引き受けましょう



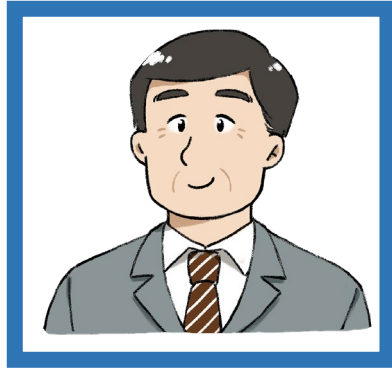
財産の管理と処分を任される【受託】

信託は

財産の**所有者**が



信頼関係の上に成り立つ



信頼する人に

身近で、
信頼する家族に任せるから
家族信託



財産を**託し**

管理・処分を任せる制度

あらためて民事信託の関係を確認する

自分の財産の
管理・処分を任せる人

委託者



財産の
管理と処分を任された人

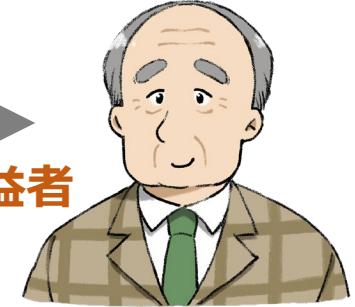
受託者

家族



信託財産の
利益などを得る人

受益者



次の受益者も
指定可能



信託する財産を移転して
その財産の管理・処分を任せる



信託財産

管理・処分することで
利益も生まれる

残余の信託財産
の帰属者



信託が終わった後
残った財産が帰属する人

どのような紛争があったのか？

① 委託者の意思能力

- ・信託の設定効力が委託者の相続人である兄弟間で争われた

② 信託契約の効力

- ・受託者の兄が、委託者兼受益者の妹に対し、株式についての信託契約が有効であることの確認を求めて争った

③ 組成にかかわった専門家責任

- ・司法書士が委託者の代理人として公正証書の作成を嘱託し、この嘱託により公正証書が作成されたが、信託口座の開設を拒否され、司法書士の債務不履行責任と説明義務を履行しなかったことによる不法行為責任が問われた

④ 受託者の選任

- ・遺言信託の受託者となるべき者として指定された者が信託の引き受けをしなかったとして、裁判所に遺言信託の受託者選任を求める

2024年信託法学会
「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」
弁護士 杉山苑子 報告資料より

どのような紛争があったのか？

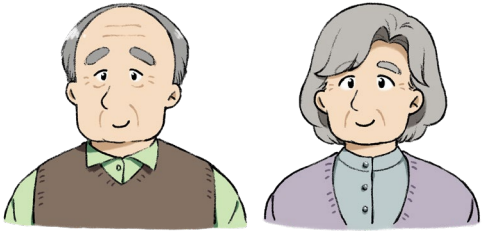
⑤ 信託条項の内容・解釈

- ・受託者の解任について、「受益者は、受託者との合意により、信託の内容を変更し、もしくは信託の一部解除し、又は信託を終了することができる」との条項について、信託法58条1項の任意解任権を制限する別段の定めが該当するものとし、受託者の同意のない解任は無効と判断された

⑥ 後見人等による権利行使

- ・信託契約作成後に委託者が相続によって取得した不動産について信託契約に基づく登記がなされたことに対し、委託者の成年後見人が登記の無効、信託契約の解除を主張して提訴。委託者には将来相続により取得する財産について、別途の意思表示を要することなく信託する旨の意思表示を有していたとは認められないとして、登記の無効が認められた

2024年信託法学会
「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」
弁護士 杉山苑子 報告資料より



私の判断の能力が
低下しても、
それ実現してね！
頼むよ！

(私) これを実現したい！
その実現にむけ、私の大切な財産を管理などして行ってね！

**任せる人が、実現したいことを
任された人が、実現するのが信託**

実現したいこと【**信託目的**】を明確にする

信託契約は、
オーダーメイドに作成することができます

信託契約

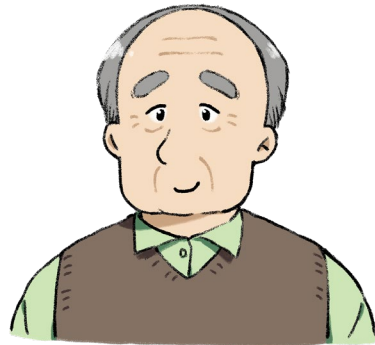
- ・**信託の目的**
- ・受託者は誰か
- ・信託財産の管理方法
- ・受託者が行わなければならないこと
- ・受益者は誰か
- ・受益権の内容は
- ・信託の終了事由は
- ・終了したときに
信託財産を誰にわたすか

信託目的の実現にむけて

- ・信託財産の管理・処分しかた
してよいこと、してはいけないこと【受託者の権限を制限する】
- ・誰が
受託者、受益者【当初・次と】、帰属権利者
- ・受益権の内容
受益者の権利の内容は
- ・契約内容の変更
変更の権限について、別段の定めをするか
- ・いつまで
終了する事由

信託した財産の**所有者は、変わる**

委託者

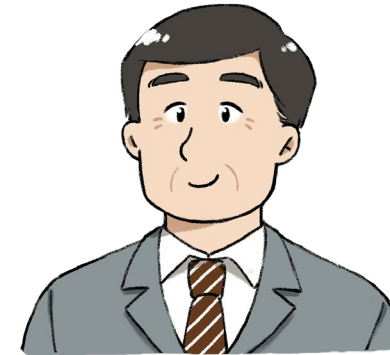


マンションと金銭を信託



不動産：所有権移転

受託者

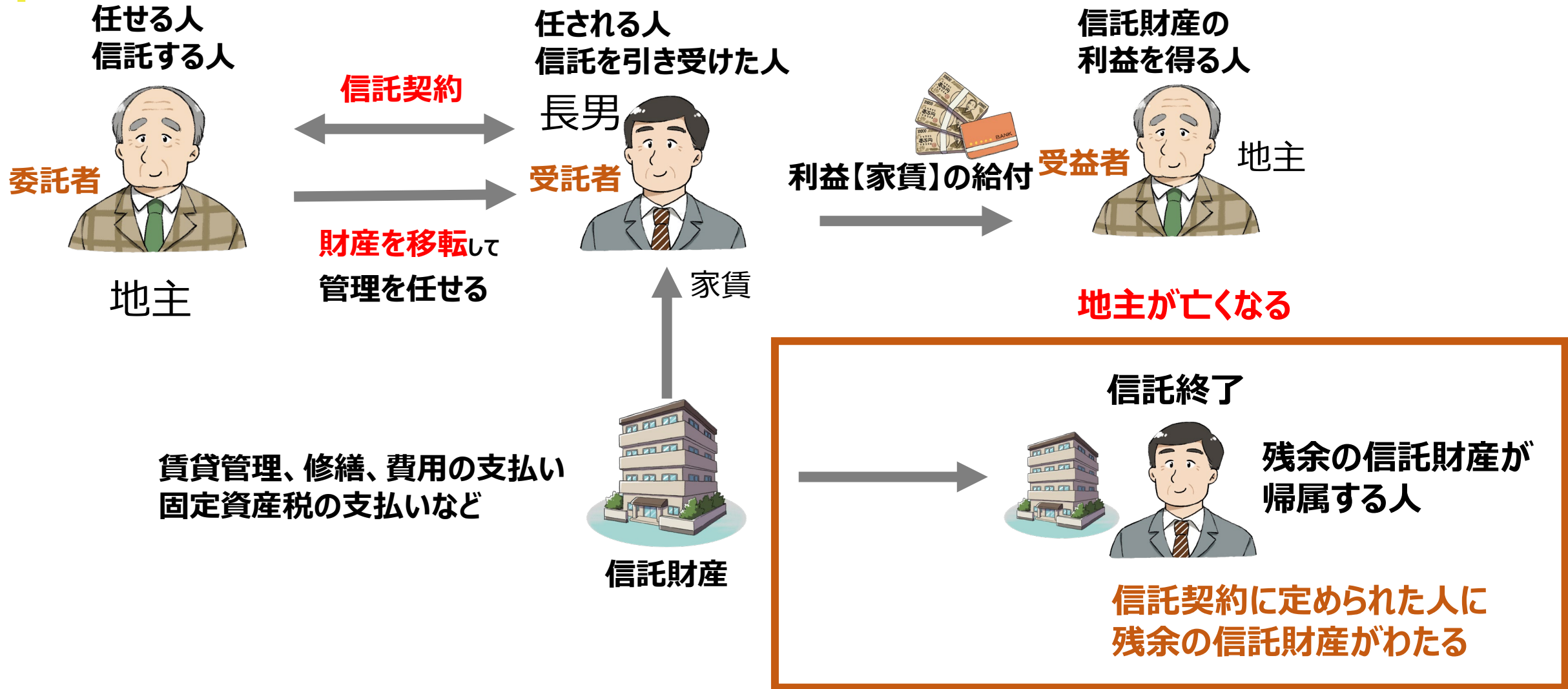


信託財産

受託者は、
受託者の固有の財産と分別して、
信託財産を管理・処分

信託した財産の承継は、信託契約に規定された通りに

信託財産の承継は信託契約の規定による



信託契約がどのように規定されているか、が重要

- 受託者の財産管理の権限
制限されている権利は？
- 受益権の内容
- 受益者
受益者連続型信託の場合、死亡の順序は年齢順とは限らない
受益者が複数の場合、かなり複雑になる
- 信託の変更権限のある者
別段の定めによる指定があるのか？
- 信託の終了事由・終了する権限のある者

信託財産を受益者が相続したものとみなして課税

注意：みなされないものがある、できないことがある

家族信託の課税の基本

家族信託は、**受益者に課税**します



信託財産

信託財産は
受託者の名義

受益者は、
信託財産に属する資産・負債
を有すると**みなします**

信託すると税の優遇制度が使えない、税の取扱いが異なることがある

その一例として

□ 『被相続人の居住用財産（空き家）を売ったときの特例』が使えない

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円（注）まで控除することができる特例

□ 信託している不動産と信託していない不動産について所得税上の損益通算ができない

A賃貸不動産：信託財産、 B賃貸不動産：信託していない財産
A賃貸不動産赤字、B賃貸不動産黒字の場合の損益通算は不可

□ 信託契約の内容によっては、相続時の債務控除ができない

当初受益者死亡により信託契約が終了する場合の債務控除はできない

租税特別措置法施行令

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第四十条の二

27 法第六十九条の四の規定の適用については、**相続税法第九条の二第六項の規定を準用する**。この場合において、相続税法施行令第一条の十第四項の規定の適用については、同項中「第二十六条の規定の」とあるのは「第二十六条並びに租税特別措置法第六十九条の四

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例) の規定の」と、同項第三号中「第二十六条」とあるのは「第二十六条並びに租税特別措置法第六十九条の四」と読み替えるものとする。

【参考】 相続税法

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利)

第九条の二

信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、**適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等**（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、**当該信託の効力が生じた時**において、**当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与**（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、**遺贈**）により**取得したものとみなす**。

2 受益者等の存する信託について、**適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合**（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、**当該受益者等が存するに至った時**において、**当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の**死亡に基因**して受益者等が存するに至った場合には、**遺贈**）により**取得したものとみなす**。

3 受益者等の存する信託について、**当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合**において、**適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時**において、**当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の**死亡に基因**して当該利益を受けた場合には、**遺贈**）により**取得したものとみなす**。

4 受益者等の存する**信託が終了した場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時**において、**当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は、当該信託の残余財産**（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）**を当該信託の受益者等から贈与**（当該受益者等の**死亡に基因**して当該信託が終了した場合には、**遺贈**）**により取得したものとみなす。**

5 第一項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。

6 **第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。**ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。

【空き家控除に関する】東京国税局文書回答事例

信託契約における**残余財産の帰属権利者として取得した土地等の譲渡に係る**租税特別措置法第35条第3項に規定する被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用可否について

回答の一部を抜粋して記載

本件特例は、例えば措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》に規定する特例のように、相続税法の規定により遺贈等による財産の取得とみなされる場合を対象に含む旨は規定していません。

また、本件特例は、相続人が、相続により、その意思の如何にかかわらず、被相続人居住用家屋等の適正管理の責任を負うこととなることを踏まえた趣旨の下、適用対象者を相続人に限定し、かつ、「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋等の取得」をした場合に限り適用すると規定したものであると考えられるところ、信託終了による残余財産の取得は法律上の相続又は遺贈には当たらず、受託者（照会者）は信託行為の当事者であること、信託行為の当事者ではない帰属権利者は、その権利を放棄することができること（信託法183③）を踏まえると、上記本件特例の趣旨の下では、帰属権利者による残余財産の取得を相続人による相続又は遺贈による財産の取得と同様に取り扱うことは相当ではないと考えられます。

- 困ったことが起きている
 - もめごとが起きている
 - 争いごとが起きている
- から学ぶ

皆が、安心できる家族信託を作り、運営していくために必要なこと

家族信託した財産を遺産分割できると思っていたのに…できない！

困った！

不動産Aが欲しい長男と、不動産Bが欲しい次男

家族信託した財産を遺産分割できると思っていたのに…できない！

自分の財産の
管理・処分を任せる人

財産の
管理と処分を任された人

信託財産の
利益などを得る人

委託者



信託契約

受託者

長男



受益者



信託する財産を移転して
その財産の管理・処分を任せる



不動産A

不動産B

母が亡くなると信託は終了する

残余の信託財産の帰属者



不動産A, Bは
1/2ずつの共有
になる

長男
1/2

次男
1/2

管理・処分することで
利益も生まれる

家族信託した財産を遺産分割できると思っていたのに…できない！

- **長男と次男は、不動産Aも不動産Bも、長男と次男の共有（ $1/2 \times 2$ 人）に！
受託者所有の信託財産は母の遺産ではないので、遺産分割の対象にならない。**
- **贈与税の課税リスクが！
不動産Aを長男、不動産Bを次男が取得するAB間の合意はできるが、
その効果は課税時期である相続発生時（＝信託終了時）に遡及しない。**

こんな困ったことが起きないための事前準備は？

- 母の死亡直前に、受託者の意思表示で信託を終了させ、
信託財産を母所有 = 遺産に戻す。その結果、遺産分割ができる。
- 東京弁護士会では、
母の死亡で信託を終了させず、かつ、受益権を消滅させない
(= 二次受益者を指名しない) で、受益権を遺産分割の対象とする。
かつ、受益権を不動産Aに関する受益権と不動産Bに関する受益権に
個別化しておく、こと。
- 委託者（母）を帰属権利者に指定しておく。
その結果、帰属権利者の地位が相続され、残余財産給付請求権を
遺産分割の対象とすることができる。【道垣内『信託法』第2版443頁～444頁】
？ 残余財産給付請求権の個別化が必要？

家族信託を始めた後、家族仲が悪くなってしまった…

長男に信託財産流用の疑惑が！？

家族信託を始めた後、家族仲が悪くなってしまった…

自分の財産の
管理・処分を任せる人

ケース2 信託監督人

次男

財産の
管理と処分を任された人

信託財産の
利益などを得る人

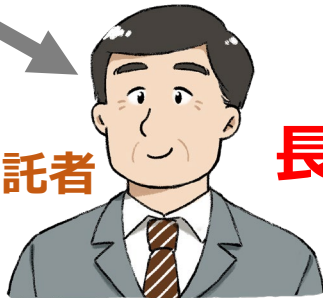
委託者



信託契約

受託者

長男



受益者

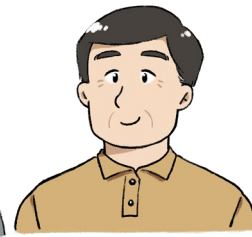


信託する財産を移転して
その財産の管理・処分を任せる



母が亡くなると信託は終了する

残余の信託財産の帰属者



管理・処分することで
利益も生まれる

長男
1/2

次男
1/2

家族信託を始めた後、家族仲が悪くなってしまった…

長男に信託財産流用の疑惑にどう対応する？

・ケース1

信託監督人：次男

信託監督人である次男が報告を求めても報告をしない。

信託監督人である次男は何ができるのか？

こんなもめごとが起きないための知識と事前準備は？

□役割分担

家族内での役割分担をしっかりと決めて、家族信託の準備を進めましょう。受託者の監督者としては、信託監督人と受益者代理人があげられます。専門家を信託監督人、家族を受益者代理人とする例は多いようです。

□信託監督人の権限

信託監督人は、受益者とほぼ同じ監督権限を有しています。例えば、裁判所に対する申立権（信託法 9 2 条 1 号）として、検査役の選任申立権（信託法 4 6 条）、受託者の解任請求権（信託法 5 8 条 3 項）などを有しています。

家族信託が終了したとき、遺留分争いが発生！

信託されなかった遺産が少ない
次男の遺留分が侵害されている
⇒次男は長男に遺留分侵害請求

家族信託した財産を長男だけが取得し、次男の利益が少ない！

自分の財産の
管理・処分を任せる人

委託者

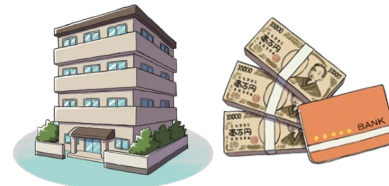


信託契約

財産の
管理と処分を任された人

受託者

長男



信託財産

管理・処分することで
利益も生まれる

信託財産の
利益などを得る人

受益者



母が亡くなると信託は終了する

残余の信託財産の帰属者



信託する財産を移転して
その財産の管理・処分を任せる

困ったことがおこらないよう

もめごとにならないよう

争いがおきないよう

実行しておきたいこと

信託の検討の際に作成して確認する『もの』

1. 信託する人の『思い』をまとめたもの

財産の管理、財産の承継
信託で何を実現していきたいか

2. どんな家族がいる (家系図)

現在の家族の交流状況。家族の意見も確認できればよりよい

3. 信託する財産に関する資料

不動産、自社株を信託財産とするときには、必要な資料が増える

4. 信託する人が所有する全財産の内容

信託する財産と信託しない財産を区別する

信託する資産と信託しない資産

資産の一覧表

信託を利用して管理と承継を行う資産

信託契約により承継先が決まる

信託しない資産

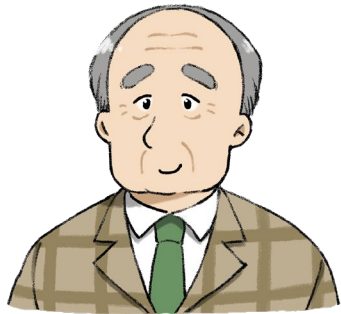
相続時に遺産分割

遺言に従い遺産分割

認知症への備えは？
任意後見の検討

資産所有者が亡くなったとき、所有者の**相続人が継ぐ資産に偏りがないか**を確認

信託する資産を決定したら、相続時の遺産分割についても検討する



資産の一覧



相続時の遺産分割は？

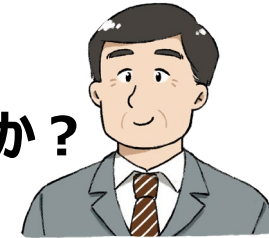
生活・療養資金
が足りるか？



妻

B不動産

相続税
納税資金が足りるか？



長男

信託で承継
A不動産

遺留分侵害の懸念？

相続人どうし
わだかまりが生じない
遺産分割となっていないか？



長女

B不動産

信託開始時、委託者・受託者、そして委託者の家族への説明

作成日 ****年**月**日

信託概要書

【説明方法の例】

信託契約作成依頼に使用する信託概要書を利用して説明する

項目	内容
① 委託者	●●●●(80歳) ****年**月**日 住所:*****
② 委託者の家族に関する事項 ・家族構成 ・家族の状況 ・信託の設計上重要な事項など	① 配偶者とは死別、子は長男、長女のお2人 長男は配偶者と子(2人)、長女は配偶者と子(3人) 【家系図は別添】 ② 所有資産は、不動産、預貯金、生命保険など 約 *億***万円程度 ③ 遺言は作成していない ④ 信託する不動産は長男に承継する。 長女の遺留分は ****万円。 ⑤ 信託する不動産は***に賃貸。 今後、修繕の必要がある
③ 信託目的	① 不動産の管理 ② 不動産の承継 ③ 金銭の管理 ④ 不動産(土地)の賃貸で得る金銭の管理
④ 信託財産に関する事項 ・財産の種類 ・数量 ・その他	① 不動産(土地)【別添】 地目が畑となっている土地があり、信託前に地目変更する必要がある ② 金銭***万円
① 受託者	****(長男 55歳)
② 受益者	****
③ 受益権の内容	信託財産(金銭)を本人の生活費等のために利用すること。
④ 信託期間	受益者死亡で終了
⑤ 受託者の信託事務に関する事項 ・信託財産の管理・処分の方法等について	① 信託財産の管理 ② 受益者への給付 ③ 信託財産に抵当権を設定すること
⑥ 信託財産の管理等に関する事項	特に指定しない。

年に1回

委託者・受託者、そして委託者の家族とコンタクトをとり、
家族の状況、受託者の信託事務の状況、信託財産の状況、
について聞く機会をもつ

民事信託は、家族の信頼関係をもとに成り立つ

信託の組成に関与した人は、その後の家族の状況にも配慮する

信託契約について、？ と思うことが見つかったら、専門家に意見を求める

このようなことをあらためて認識していただくことが必要と思われます

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年12月12日